

今後の行財政改革の取組方針について

令和5年2月

海津市

今後の行財政改革の取組方針について

本市では、合併以来17年間で約8,000人が減少しており、特に20代、30代を中心とした若い世代の市外への転出が顕著であり、喫緊の課題となっています。この人口減少の要因となっている様々な課題の改善に向け、令和3(2021)年度に策定した「海津市第2次総合計画後期基本計画」では、『子育て世代に選ばれる まちづくり』を政策目標と捉え、関連が深い11の施策を『海津イレブン』と位置づけ、今後5年間の重点施策としました。

『海津イレブン』を着実に推進していくためには、各種事務事業を効率的・効果的に実施し得る組織の再編や人材育成、財政基盤の強化など、さらなる行財政改革に取り組む必要があります。

そこで、本市では、令和4(2022)年度から、行財政改革大綱策定に向けた基礎調査として、市役所のすべての業務を洗い出し、見える化するための業務棚卸に着手し、令和5(2023)年度には、その結果を踏まえたアウトソーシングの検討や事務事業の見直しなどを実施することとしています。

こうしたことから、令和6(2024)年度を始期とする新たな「行財政改革大綱」を令和5年度に策定し、併せて、大綱に基づく実施計画として「行財政改革プラン」を策定してまいります。

1 これまでの財政再生プログラムの取組状況について

本市では、持続可能な財政を取り戻すために「海津市財政再生プログラム」を策定し、『令和7(2025)年度決算時に、財政調整基金残高10億円の堅持』を目標に掲げ、令和2(2020)年度から取り組んできました。

令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度の取組効果は、新型コロナウイルス感染症などの影響によるものを除き、概ね計画どおり取り組むことができ、令和2(2020)年度は90,947千円、令和3(2021)年度は78,967千円となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症による活動自粛や原油価格高騰などの社会的要因により歳出削減や増加が生じたため、一部の取組みについて実質的な効果額が算出困難となりました。取組みによる適切な効果額を算出するため、実質的な効果額を算出できない取組みは取組効果から除外しました。

また、令和3(2021)年度末の財政調整基金残高は、財政再生プログラムの着実な取組みによる効果のほか、地方交付税の増やふるさと納税の増などによる歳入増、コロナ禍での催事等の中止・縮小による事業費の減や普通建設事業費の減などによる歳出減により、財政収支が改善し、これによる財源を財政調整基金に積み増すことで、合併以来過去最高の約21億円となりました。

(1) 財政再生プログラムによる効果額

(単位:千円)

項 目	令和2年度		令和3年度	
	計画額	実績額	計画額	実績額
歳入の確保	5,368	5,634	7,608	6,399
事務事業の見直し	5,368	5,634	7,608	6,399
公営企業等の健全経営	—	—	—	—
歳出の抑制	75,536	85,313	70,474	72,568
事務事業の見直し	69,792	80,806	64,325	67,642
公共的施設の見直し	4,121	4,463	4,046	4,667
公営企業等の健全経営	1,623	44	2,103	259
合 計	80,904	90,947	78,082	78,967

※社会的要因により実質的な効果額を算出できない取組みは、効果額から除外しています。

(2) 財政調整基金残高の状況

(単位:千円)

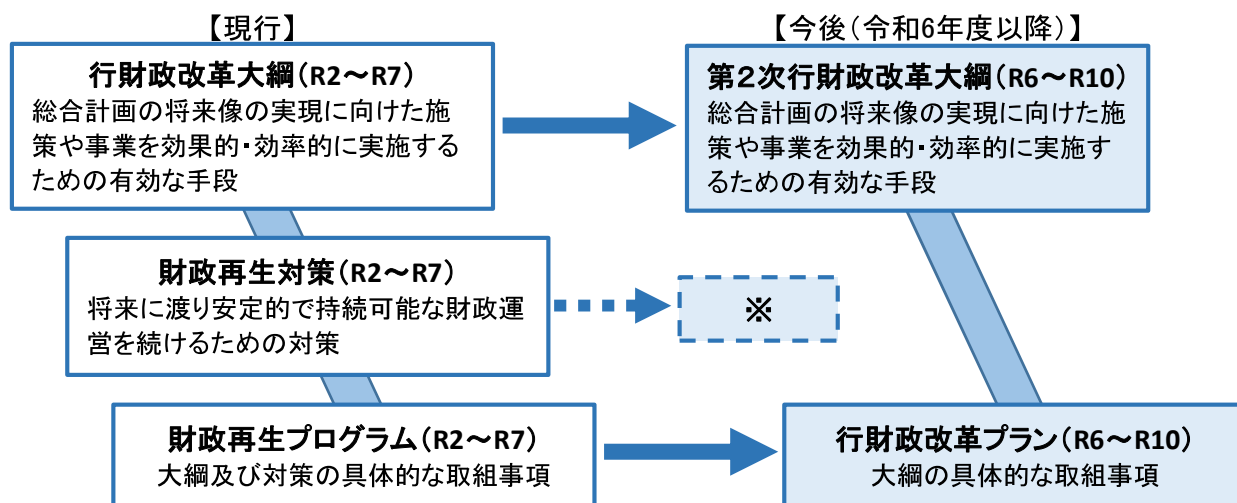
年 度	残 高
令和元年度	1,165,565
令和2年度	1,166,513
令和3年度	2,149,169

2 今後の行財政改革大綱等の策定について

現在の取組みを示す行財政改革大綱等は、令和7(2025)年度までの計画期間を2年間前倒しし、令和6(2024)年度を始期とする「第2次行財政改革大綱」及び「行財政改革プラン」として、令和5(2023)年度に新たに策定します。なお、現行の財政再生プログラムは、新たな大綱等を策定するまでの間、必要な見直しを行い、引き続き取組みを進めます。

新たに策定する「第2次行財政改革大綱」及び「行財政改革プラン」では、社会情勢や財政状況を踏まえ、「海津市第2次総合計画後期基本計画」の重点施策『海津イレブン』のもと、子育て世代に対する支援の充実や若い世代が活躍できる場の整備、賑わいの創出と地域活性化に向けた施策などに積極的に取り組むため、施策を推進する組織力の強化や新たな事業への投資を可能とする財源の確保などの行財政改革を推進し、『子育て世代に選ばれる まちづくり』の実現を目指します。

(1) 計画の位置付け



※ひっ迫した財政状況は脱したものと判断することから、財政再生対策は新たに策定せず、大綱等を含めます。(財政状況については【資料】参照)

(2) 計画期間の変更

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
見直し前	【現行】									
	・行財政改革大綱 ・財政再生対策 ・財政再生プログラム									
見直し後	【現行】									
	・行財政改革大綱 ・財政再生対策 ・財政再生プログラム									
	【新】									
	・第2次行財政改革大綱 ・行財政改革プラン									

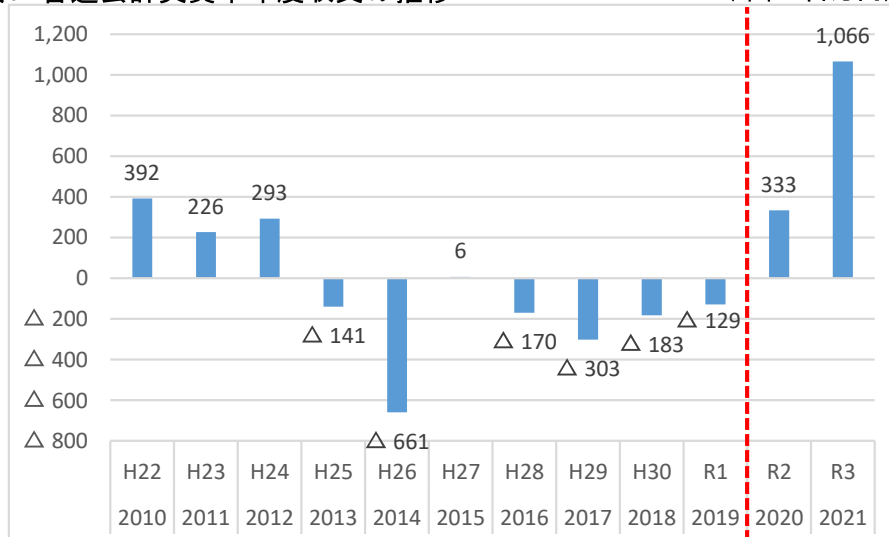
Diagrammatic annotations on the table:

- A dashed blue arrow points from the **見直し前** row to the **見直し後** row, indicating a transition.
- A solid blue arrow points from the **見直し前** row to the **見直し後** row, indicating a transition.
- A red text label **計画期間を前倒し** (Advance the planning period) is placed near the transition arrows.

【資料】 財政状況 ※表中の点線は、財政再生プログラムの取組開始時期を示しています。

表1 普通会計実質単年度収支の推移

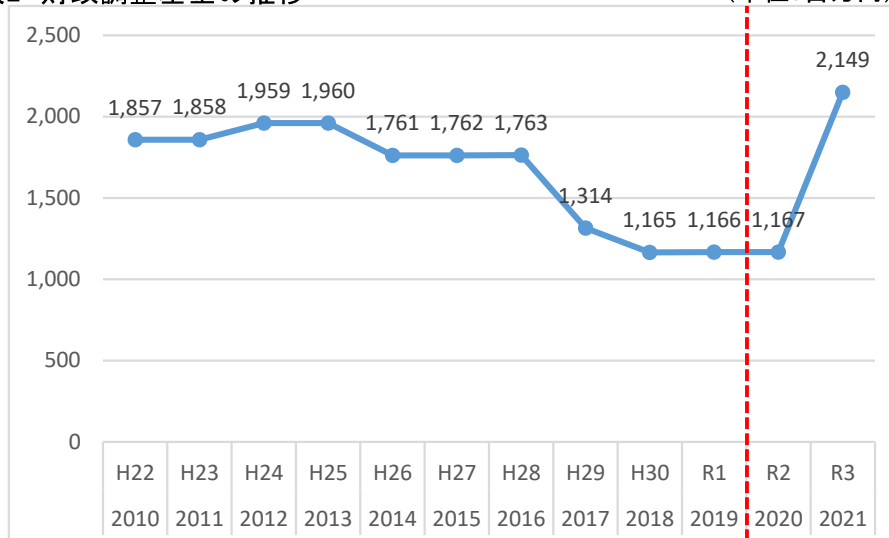
(単位:百万円)



財政再生プログラム
策定後、財政収支が
改善

表2 財政調整基金の推移

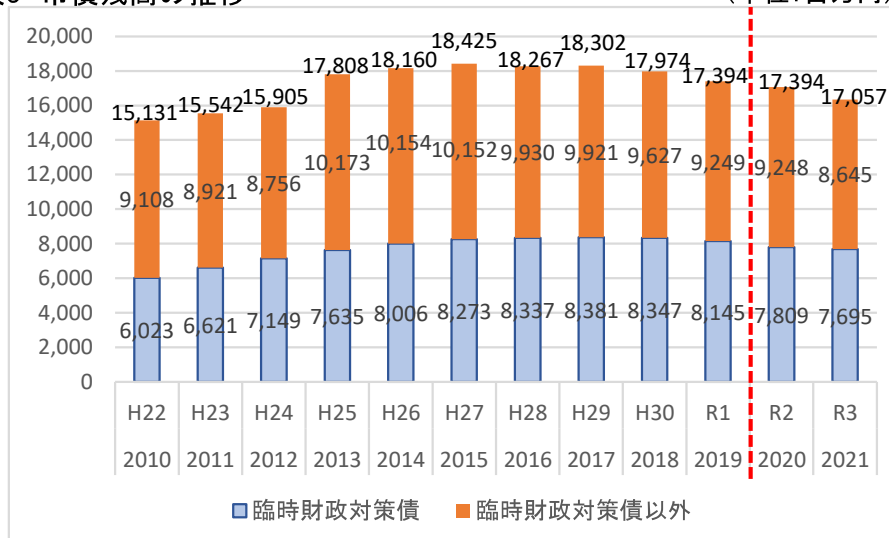
(単位:百万円)



令和3年度末残高は
合併後最高額

表3 市債残高の推移

(単位:百万円)



臨時財政対策債(※)
以外の市債は、平成
25年度をピークに減少

(※)国から地方自治体に交付する地方交付税が不足するため、不足分の一部を地方自治体が借入する地方債。なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その金額を次年度以降の普通交付税によって措置することとされています。

3 財政再生プログラムの見直しについて

現行の財政再生プログラムについては、新たな大綱等を策定するまでの間、「海津市第2次総合計画 後期基本計画」に掲げる重点施策「海津イレブン」との整合性を図る観点から、必要な見直しを行い、引き続き取組みを行ってまいります。

財政再生プログラムに掲げる全80事業を見直した結果、継続 59事業(内、効果額の算定からは除外する取組み 3事業)、廃止 13事業、取組内容の変更 8事業となりました。

見直しにより、「廃止」、「変更」、「継続(効果額の算定からは除外する取組み)」は次のとおりです。

【廃止】 ※「廃止」は、取組みをとりやめ、原則、財政再生プログラム策定前に戻すことを意味しています。

No.	取組事項	取組内容	廃止する理由	担当課
1	各種講座の受講料の見直し	生涯学習講座の受講料を講師謝金に応じた額で算定する。	地域の人材を活かした地域づくり型生涯学習の推進を図るため、令和5年度から市民主導型ボランティア講師による「市民カレッジ」に移行するため。	社会教育課
2	減免規程の見直し	小中学生が主体となる団体(部活・クラブ・スポーツ少年団など)の体育施設使用料の免除を見直し、使用料の一部を徴収する。	子育て世代の負担軽減を図り、子どものスポーツ活動を推進するため。	スポーツ課
3	管理職手当の削減	管理職手当を7%減額する。	管理職職員の意欲の向上を図り、組織のマネジメント力を強化するため。	秘書広報課
4	新規就農者支援事業費補助金の見直し	補助金額を1人当たり1,500千円から1,000千円に減額する。	原油価格・物価高騰を踏まえ、新規就農者の経済的負担の軽減を図るため。	農林振興課
5	野外活動補助金の縮小	各小学校が実施する野外活動に対する補助金の対象経費のうち、バス代の補助は廃止する。	保護者負担となっているバス代を補助することにより、子育て世代の負担軽減を図るため。	学校教育課
6	学校図書館司書の見直し	各小学校図書館司書の1人当たり勤務日数を220日から210日に削減する。	学校図書館の充実を図るため。	学校教育課
7	学級支援員・少人数指導員・特別支援教育アシスタントの見直し(小学校)	学級支援員等の1人当たりの勤務時間を最大5.5時間までとする。	学級支援員等の充実を図り、生徒に寄り添ったきめ細かな支援を行うため。	学校教育課
8	校外活動補助金の縮小	各中学校が実施する野外活動に対する補助金の対象経費のうち、バス代の補助は廃止する。	保護者負担となっているバス代を補助することにより、子育て世代の負担軽減を図るため。	学校教育課
9	学級支援員・少人数指導員・特別支援教育アシスタントの見直し(中学校)	学級支援員等の1人当たりの勤務時間を最大5.5時間までとする。	学級支援員等の充実を図り、生徒に寄り添ったきめ細かな支援を行うため。	学校教育課
10	職員配置の見直し(海津図書館)	業務内容を精査した上で適正な人員配置を検討し、1人減とする。	図書館業務の充実を図るため。	社会教育課(図書館)
11	消防職員研修事業の見直し	各種講習の受講回数・参加人数を見直す。	コロナ禍で中止となった技能免許取得講習に参加する必要があるため。	消防総務課
12	オムツ等の消耗品費の抑制	必要最低限の在庫数を確保した上で、必要な分だけ購入し、経費削減を図る。	施設を廃止するため。(民営化)	サンリバーはつらつ
13	入所者に合ったオムツ形態等の見直しの実施	必要最低限の在庫数を確保した上で、必要な分だけ購入し、経費削減を図る。	施設を廃止するため。(民営化)	サンリバー松風苑

【変更】 ※「変更」は、取組内容を変更することを意味しており、変更部分を下線で示しています。

No.	取組事項	取組内容		担当課
		旧	新	
1	団体運営補助金の見直し・ 終期の設定	・奨励的補助金は、 <u>段階的に削減し、令和5年度までに廃止する。</u> ・協働的補助金・負担的補助金は、見直し時期(概ね3年)を設定の上、交付決定する。 ・実績報告は領収書等を確認する。 ・余剰金は返還を求める。	・奨励的補助金は、 <u>令和4年度まで段階的に削減する。</u> ・協働的補助金・負担的補助金は、見直し時期(概ね3年)を設定の上、交付決定する。 ・実績報告は領収書等を確認する。 ・余剰金は返還を求める。	企画財政課
2	自治連合会交付金の減額	自治連合会交付金を1,310千円から1,200千円に減額し、 <u>隔年の自治会長等研修費については今後検討する。</u>	自治連合会交付金を1,310千円から1,200千円に減額し、 <u>隔年で実施していた視察研修をとりやめ、令和5年度から自治会の課題について研修会(講演会)を毎年開催し、研修費200千円を交付する。</u>	市民活動推進課
3	88歳・100歳お祝い事業の見直し	お祝い金額を見直す。 ＜令和3年度＞ 100歳お祝い金 100,000円→30,000円 ＜令和4年度＞ 88歳お祝い金 10,000円→ <u>廃止</u>	お祝い金額を見直す。 ＜令和3年度＞ 100歳お祝い金 100,000円→30,000円 ＜令和4年度＞ 88歳お祝い金 10,000円→ <u>8,000円</u>	高齢介護課
4	任意インフルエンザ予防接種の助成額の見直し	予防接種法に基づかない任意インフルエンザ予防接種の助成額(令和元年度:接種料金の1/2の額。上限2,250円/回) <u>の上限額を引き下げる。</u> ＜令和2年度＞ 接種料金の1/2の額。(上限2,000円/回) ＜令和3年度＞ 1,000円/回 _____ _____	予防接種法に基づかない任意インフルエンザ予防接種の助成額(令和元年度:接種料金の1/2の額。上限2,250円/回) <u>を見直す。</u> ＜令和2年度＞ 接種料金の1/2の額。(上限2,000円/回) ＜令和3年度＞ 1,000円/回 ＜令和5年度＞ <u>接種料金の1/2の額。(上限2,000円/回)</u>	健康課
5	乳幼児健診事業の見直し	出生数減少に伴い、健診対象者が減ったため健診回数を見直す。 ＜令和2年度＞ 1歳6か月児健診 12回→8回 3歳児健診 12回→8回 ＜令和3年度＞ 乳児健診、10か月児健診 乳児、10か月児 各8回 →合同実施 12回 1歳6か月児健診 8回→7回 3歳児健診 8回→12回 _____ _____	出生数減少に伴い、健診対象者が減ったため健診回数を見直す。 ＜令和2年度＞ 1歳6か月児健診 12回→8回 3歳児健診 12回→8回 ＜令和3年度＞ 乳児健診、10か月児健診 乳児、10か月児 各8回 →合同実施 12回 1歳6か月児健診 8回→7回 3歳児健診 8回→12回 ＜令和5年度＞ <u>3歳児健診 12回→7回</u>	健康課
6	県営特定農業用管水路等 特定対策事業の見直し	石綿管水路の更新整備を <u>令和4年度以降は休止する。</u>	石綿管水路の更新整備については、 <u>1年あたりの整備事業費を減額して長期的に平準化し、令和5年度から計画的に実施する。</u>	農林振興課
7	火災予防ポスター入賞者 賞賜品の見直し	入選者の人数を47人から20人に削減する。 _____ _____ _____	入選者の人数を47人から20人に削減する。 さらに、 <u>令和4年度に入賞者への報償品単価を2,000円から1,000円に変更する。</u>	予防課

No.	取組事項	取組内容		担当課
		旧	新	
8	南濃総合福祉会館の指定管理者制度による外部委託	指定管理者制度の導入により、会館管理費の削減を図る。	貸館業務を外部委託し、会館管理費の削減を図る。	高齢介護課

【継続(効果額の算定からは除外する取組み)】

No.	取組事項	取組内容	効果額の算定から除外する理由	担当課
1	公共施設の高圧電力電気料の見直し	高圧電力施設の電力供給について、競争入札により、最も低価格の電力供給会社と契約し電気コストの削減を図る。	原油価格の高騰により、入札を行っても効果額を見込めないため。	総務課
2	議会広報発行ページ数の削減	議会だよりのページ数を削減する。	紙代の高騰により、ページ数を削減しても効果額を見込めないため。	議会総務課
3	文化会館の廃止	城山支所を移転し、文化会館及び周辺施設(保健センター・旧南濃庁舎車庫)を令和5年度に廃止する。	支所移転等について、住民との合意形成に時間を要することから、廃止時期を見直すため。	社会教育課